虹技健康保険「扶養認定申請時」 添付書類一覧表 （認定対象者に応じて下記以外の書類の提出が必要な時もあります）

H30.7

○必須　△必要に応じて(▲別居の場合)

全員提出　『被扶養者　異動届』
『扶養申請および現況届(誓約書)』
(ただし、高校生および15歳未満は不要)

被保険者との続柄 ＼ 必要添付書類（対象者の現状）								㋐課税（★非課税）証明書	㋑源泉徴収票	㋒給与明細書	㋓雇用形態証明書	㋔確定申告（控）㊞	㋕年金振込・支払通知書	㋖雇用保険受給者証㊞	㋗離職票1・2	㋘退職証明書	㋙健康保険資格喪失証明書	㋚支給決定通知書等（傷病・出産手当金等）	㋛在学証明書	㋜下宿・入寮証明	㋝送金明細・通帳㊞	㋞民生委員の証明	㋟住民票【世帯全員分】	㋠戸籍謄本・抄本	備考
同居していなくてもよい人	① 配偶者 (内縁を含む㊟1)	★収入なし	就職歴なし。申請時、無職・無収入。家族の被扶養者だった					○									○						㊟1 内縁関係の場合、必須	㊟1「内縁関係」、「その他の3親等内の親族」の関係を証明する必要があるとき	㊟1 配偶者とは婚姻関係だけでなく内縁関係も含まれる。ただし届出さえすれば正式な夫婦になれる人のことで重婚的内縁は含まない。 ㊟2 実子と養子の区別はない。ただし、入籍していない子は含まれない。内縁関係の子は⑥になる。 ㊟3 学籍とは短大、専門学校を含む。ただし就職や就学のための専門学校は含みません。(塾、お稽古、教習所、英会話教室等) ＊子の扶養者を変更する時は、異動届けに変更理由を記入してください。(別途、年収等、確認書類が必要です) ㊟4 限度額未満とは、16歳から60歳までの就労可能年齢は年間130万円未満。 60歳以上または59歳以下の障害者では180万円未満 学生でも収入がある場合は、所得証明書を提出してもらう場合があります。 続柄③の方は認定対象者との生計維持の確認後、可否を判断するため、その他の方の所得証明、年金通知他を提出していただきます。
			退職(就労歴あり)	雇用保険なし	(●未加入の証明)			○	○	●						△	○	該当者						
				Ⓐ雇用保険あり	受給前			○						○		△	○							
					受給延長			○						○		△	○							
					受給中(限度額未満の場合)			○						○		△	○							
					受給終了			○						○		△	○							
		収入あり (限度額未満㊟4)	給与所得(パート、アルバイト、内職等)					○	△	○	○					△	○							
			事業、不動産、利子、保険外交等所得					○	△	△		○				△	○							
			年金受給（国民・遺族・障害・恩給等各種年金）					○					○			△	○							
	② 子・兄姉弟妹・孫 (実子・養子) ㊟2	16歳以上 ★収入なし	学生	高校生、大学生他、学籍あり㊟3															○	△				
			学生以外	義務教育修了後または高校以上卒業後				○										該当者			▲	▲	▲		
			退職(就労歴あり)	雇用保険なし	(未加入の証明)			○	○	●						○					▲	▲	▲		
				雇用保険あり				○	○	○				○状況に応じて①配偶者欄Ⓐ参照		○					▲	▲	▲		
		収入あり (限度額未満㊟4)	学生	アルバイト等収入				△		○									○	△				
			学生以外	卒業後、就労しているが、被保険者資格なし				○	○	○											▲	▲	▲		
	③ 父母 祖父母 曾祖父母 法律上の養子縁組による養父母	75歳未満 ★収入なし	無職、配偶者(他の健康保険)の被扶養者だったなど					○					○					該当者			▲	○	○		
			退職(就労歴あり)	雇用保険なし	(未加入の証明)			○	○	●			○			○					▲	○	○		
				雇用保険あり				○	○				○	○状況に応じて①配偶者欄Ⓐ参照		○					▲	○	○		
		収入あり (限度額未満㊟4)	給与所得(パート、アルバイト、内職等)					○	○				○								▲	○	○		
			事業、不動産、利子、保険外交等所得					○	△	△		○				△	○				▲	○	○		
			年金受給（国民・遺族・障害・恩給等各種年金）					○					○			△	○				▲	○	○		
同居が条件	④ 上記以外の３親等内の親族、被保険者の曾孫、伯叔父母、甥・姪とその配偶者							認定対象者(被扶養者)の年齢・続柄・状況に応じた上記の書類 『同居』が条件のため、『別居』は認定不可									○	○							
	⑤ 被保険者の子・孫・兄姉弟妹の配偶者および被保険者の配偶者の父母とその親族																○	○						
	⑥ 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母および子（配偶者死亡後も引続き同居している場合）																○	○						
	⑦ ①～⑥の方で障害者は「障害者認定手帳」、外国人は「外国人登録済み証明書」が別途必要になります。																							